

## よくあるご質問

| No | Q   | A  |
|----|---|--|
| 1  | 新しい生活様式とはなにか                                | 長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染などの対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させるために、令和2年5月4日に国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で提言された感染拡大を予防するための新しい生活様式です。            |
| 2  | どのような事業者が対象となるのか                            | 対象となる事業者は、中小企業基本法第2条第1項または中小企業信用保険法2条に定める中小企業者を対象とします。<br>一般的な中小企業のほかに医業を主たる事業としている法人や個人、農家（農業法人・個人）、特定非営利活動法人、中小企業等協同組合なども含みます。   |
| 3  | 常時使用する従業員とはなにか。アルバイトやパートも入るのか               | 労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とするもの」が常時使用する従業員にあたります。役員、個人事業主は該当しません。パート、アルバイト、派遣社員等は、条文に基づいて個別に判断いたします。（該当しない例：日雇い、2か月以内の就業、試雇期間など）     |
| 4  | 事業所は市外にあり、市内各地でイベントを行っているため決まった拠点は無いが対象になるか | あくまで設備等を設置する拠点が市内であることが要件のため、市内に拠点がない場合は対象となりません。  |
| 5  | 市内に複数の店舗を経営している。複数の店舗で設備の購入を考えているが、対象になるのか。 | 本補助金は、事業者単位での申請です。複数の店舗に設備を導入することは可能ですが、1事業者1回までの申請です。   |
| 6  | 他の補助金を申請しているが、同一の設備についてこちらの補助金を申請することができるのか | 他の公的補助制度で交付決定または補助金等の支払いを受けた物品・設備・工事等は補助対象外となります。それ以外の別の設備であれば申請できますので、是非、別の設備でご活用ください。  |
| 7  | 事前エントリーとはなにか                                | 本補助金を活用するにあたって、事前に申し出をいただくものです。申請にあたっては、事前エントリーで交付される受付番号が必要となります。   |
| 8  | 事務局で、エントリー用紙をもらい、その場で提出することは可能か             | FAXのエントリー用紙をお渡しすることはできますが、事務局で受け付けることはできません。ご自宅にFAX機がない場合は、コンビニ等でFAXしてください。事前エントリーが受付できた場合は、事前エントリー番号を後日ご自宅に郵送いたします。               |
| 9  | 事前エントリーを行えば、購入や工事をして良いのか                    | 事前エントリーの受付番号を受領いただければ、購入していただいて構いません。なお、令和2年4月7日以降であれば、既に設備・工事の契約をしたものも対象となります。<br>ただし、市内に住所を置く事業所からの購入等、要件がありますので、必ず募集案内をご確認ください。 |

## よくあるご質問

| No | Q   | A  |
|----|---|--|
| 10 | 事前エントリーすれば必ず助成金がもらえるのか                            | 事前エントリーは、補助金の支払いを確約するものではなく、補助金の交付には交付申請兼実績報告書の申請期限までに書類一式の提出が必要となります。<br><申請期限><br>○第1回（8月）事前エントリー済みの方<br>令和2年11月30日（月）必着<br><br>○第2回・第3回（10月）事前エントリーの方<br>事前エントリー受付完了後～令和2年12月25日（金）必着 |
| 11 | 2回事前エントリーしてしまったが取消は必要か                            | 1事業者、1回までとなりますので、ご注意ください。<br>一件をこちらで取り消します。受付番号・会社名等をご連絡ください。  |
| 12 | エントリー受付番号を他者に譲っても良いか                              | 受付番号は、その申込者様のみが使える番号のため、他の事業者がご利用いただくことはできません。   |
| 13 | エントリー受付番号を忘れてしまったが申請できるのか                         | 御社名、お名前をご連絡いただければ、エントリー受付番号をお伝えします。  |
| 14 | なぜ、市内に住所を置く事業所から購入したものしか認めないのか                    | 今回の補助金は、市内に住所を置く事業所からの購入を後押しすることで、市内経済の活性化につなげていくことも目的の一つとしているためです。  |
| 15 | 既に購入したものは対象になるのか                                  | 令和2年4月7日以降に契約したものであれば、対象になります。ただし、市内に住所を置く事業所からの購入などの要件を満たす必要があります。  |
| 16 | (個人事業主の場合)<br>自宅で使用する空気清浄機やエアコンは対象になるか            | 業務に用いるものが対象となります。併せてア～ウのいずれかに資する設備が対象です。<br>ア 従業員及び来客等の保健衛生対策<br>イ 3密対策<br>ウ 「新しい生活様式」の対応に向けた新たなビジネス展開   |
| 17 | 店舗改装工事や設備の納期が交付申請兼実績報告書の申請期限までに間に合わない場合はどうすればいいのか | 申請いただけません。設備等の購入設置・工事の竣工・費用全額の支払が完了した上で、交付申請兼実績報告書の申請期限までに、書類一式をご提出いただくことが条件になります。   |
| 18 | 中古品は対象になるのか                                       | 横浜市内に住所を置く事業所からの購入を条件としており、開業していない個人からの購入は対象外となります。また、市場価格から著しく差があると横浜市で判断した場合は認められない場合があります。市場価格を判断するため、資料提出をお願いする場合があります。  |
| 19 | レンタルは対象になるか                                       | 対象になりません。  |

## よくあるご質問

| No | Q   | A   |
|----|---|---|
| 20 | インターネットでの購入も対象になるのか                                     | 購入先が市内に住所を置く事業所であれば、実店舗、インターネットどちらで購入しても対象になります。領収書の発行者欄に横浜市内の住所または電話番号が記載されるかを確認したうえで購入してください。                                 |
| 21 | 設備の送料や設置費は対象になるのか                                       | 送料や設置費用のみでは対象外ですが、対象となる設備を購入し、それに付帯するものでしたら対象になります。   |
| 22 | 空気清浄機のフィルターなどの消耗品は対象になるのか                               | 交換のための消耗品は対象になりません。なお、購入時に、商品の初期装備品として付属しているものは対象になります。   |
| 23 | 申請書類はどこからダウンロードできるのか                                    | 横浜市のHPからダウンロードできます。   |
| 24 | プリンターがないため、申請書類の印刷ができない                                 | 事務局でお渡ししますので、横浜市役所31階 経済局ものづくり支援課（中区本町6-50-10）までお越してください。受付時間は、土日祝日を除く9時から17時となりますので、その時間内にお越してください。                            |
| 25 | 領収書や登記簿謄本等、提出書類は写メ（携帯写真）でもいいのか                          | 認められません。領収書等の提出書類についてA4サイズで印刷したものを提出ください。   |
| 26 | （個人事業主の場合）<br>開業届は提出しておらず、青色申告書もない場合はどうすればいいか           | 開業届は提出が義務付けられているものです。ご自宅の住所を管轄する税務署に開業届を提出のうえ申請してください。  |
| 27 | （法人の場合）<br>法人設立・開設届出書、法人市民税の申告書の控えをなくしてしまった場合どうすればよいか   | 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）に設備を設置する拠点の住所（市内）が記載されている場合は、そちらを提出して下さい。<br>（上記で証明できない場合）<br>市内で事業を営むこと、設備を設置する場所が市内であることを証明する公的な書類の提出をお願いします。 |
| 28 | もうすでに現金で購入しており、領収書はなく、あるのはレシート（宛名のないもの）だが、それでは認められないのか。 | 認められません。支払ったことを証明するための書類（通帳口座の写し、金融機関の振込明細書の写し等）が必要となります。   |
| 29 | 書類の送付先はどこか  | 募集案内のP8に記載してありますので、ご確認ください。<br>〒231-0005 横浜市中区本町4-43 5階511号室<br>「中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業補助金 事務局 申請担当」宛                             |
| 30 | いつ請求書が届くのか  | 申請書を受受理し、申請内容に問題が無ければ、概ね2週間程度で交付決定兼額確定通知書と請求書をお送りします。   |

よくあるご質問

| No | Q            | A   |
|----|--------------|---|
| 31 | ポイントは使用してよいか | <p>店舗・クレジットカード会社等から付与されたポイントでの支払い分は、補助対象外です。ポイント利用分を差し引いた金額で、補助金額を決定いたします。</p> <p>なお、ポイントを利用した場合の申請書類の記載方法は、「募集案内の13ページ目」で説明しておりますので、必ずご確認ください。</p> |